

## 第14回 甲賀市自治基本条例策定委員会 次第

日時:平成26年(2014年)7月15日(火)

14時00分から16時00分まで

場所:サントピア水口 教養文化室

### 1 開会

### 2 第13回会議録の確認について

### 3 部会案「提言書に盛り込む具体的な内容」の発表

### 4 部会案への意見出し

### 5 意見の調整

### 6 今後のスケジュール

- ・第15回 平成26年8月5日(火) 場所:市民福祉活動センター 多目的室  
14:00～16:00
- ・第16回 平成26年9月9日(火) 場所:サントピア水口 教養文化室  
14:00～16:00

### 7 その他

### 8 閉会

小林委員長  
(四日市大学教授)

馬場副委員長  
(元自治振興委  
員)

廣岡委員  
(人権推進課)

古谷委員  
(観光企画推進室)

森島委員  
(橋本地域市民セン  
ター)

第3部会

- 黄瀬委員  
(社会福祉協議会副会長)
- 林委員  
(下水道課)
- 奥野委員  
(こころはなまる代表)
- 呉竹委員  
(教育委員会)
- 村上委員  
(前区長連合会会長)
- 中島委員  
(総務課)
- 増山委員  
(土山サッカースポーツ少  
年団代表)
- 奥山委員  
(甲賀大原地域市民セン  
ター)
- 藤田委員  
(上水道課)
- 今井委員  
(鮎河地域市民センター)
- 西村委員  
(建設管理課)
- 徳田委員  
(危機管理課)

第1部会

第3部会

- 田原委員  
(教育総務課)
- 澤田委員  
(法務室)
- 田中委員  
(人材活性化運営委員)
- 中尾委員  
(公共交通推進室)
- 三浦委員  
(現総合計画策定審議会委  
員)
- 太田委員  
(総務課)
- 松井委員  
(上水道課)
- 大原委員  
(更生保護女性会会  
長)
- 橋本委員  
(教育総務課)
- 寺田委員  
(神山いい顔づくり委員  
会)

第2部会

- 橋本委員  
(宮地区自治振興会副会  
長)
- 田嶋委員  
(監査委員事務局)
- 田村委員  
(佐山学区自治振興委員)
- 柚口委員  
(土山地域市民センター)
- 藤村委員  
(学校教育課)
- 山川委員  
(みなくち自治振興会  
長)
- 安達委員  
(チアーズステーション代  
表)
- 谷委員  
(地域コミュニティ推進室)
- 清水委員  
(政策推進課)

事務局


- 幡野室長  
(地域コミュニティ推  
進)
- 吉川室長補佐  
(地域コミュニティ推  
進 室)
- 築島主査  
(地域コミュニティ推  
進 室)
- 大平コーディネーター  
(あいっか市民活動ホ  
ランテアセンター)
- 富治コーディネーター  
(あいっか市民活動ホ  
ランテアセンター)

傍聴席

出入口

# 甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」  
を目指して、この憲章を定めます。



あふれる愛に  
あなたも仲間  
いろどる山河と  
生きいき文化  
こぼれる笑顔に  
応える安心  
うみだす活力  
受けつぐ伝統  
かがやく未来に  
鹿深の夢を

## (0) 前 文

ここに私たちは日本国民として、また、市民一人一人が郷土愛を持ち、まちづくりの主役としての自覚を持ち、主体となって市民自治に取り組むために基本理念と基本原則を掲げ、私たちのまちづくりの基本として甲賀市自治基本条例を制定します。

### 1. 自然に関して

私たちのまち甲賀市は、近畿圏と中部圏の中間点となる滋賀県の南東部に位置し、東には国定公園の鈴鹿山脈が連なり、山々を源流とする河川沿いに平野が開ける水と緑に囲まれた豊かな自然と美しい景観に恵まれています。

### 2. 歴史に関して

歴史も古く、平城京の前に遷都された紫香楽宮や戦国時代に活躍した甲賀忍者発祥の地、東海道の宿場町など、先人が築き、残された史跡や伝統においても全国に誇れるものが沢山あります。

### 3. 産業に関して

豊富な自然と古琵琶湖層の肥沃な大地は、米の主産地としての恵みと、県下一を誇る緑茶を育ててきました。

また、薬業や窯業等の地場産業を基幹産業とするほか、モノづくり企業が集積し、内陸工業都市として発展を続けています。

### 4. まとめとして

私たちは、自らとそして未来ある子ども達のために、このような甲賀市の魅力を全国に発信し、一人一人が特色あるまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう市民相互の交流や連携を深め、いじめや差別のない健やかな社会を目指し、協力して取り組まなければなりません。

## (説明)

### 【基本的な考え方】

・ 条例制定の背景となる甲賀市の自然・歴史・産業について説明し、最後にまとめとして、市民のまちづくりへの強い思いを述べています。

### 【意見など】

・ 甲賀郡中惣等についても盛り込んでどうか

## (1) 甲賀市自治基本条例の目的・理念

### 【目的】

この条例は、市民、市、（議会）が、それぞれの権限と責任（役割）、を明確にし、市政運営や市民参画及び協働の仕組みなど、甲賀市のまちづくりに関する基本的な事項を定め、幸福を感じ、安心して暮らせる住みよいまちをつくっていくことを目的とします。

### 【理念】

1. 市民及び市は、一人ひとりの人権が尊重され、人と自然と地域が調和した住みよいまち甲賀を創（つく）っていくことを目指します。
2. 市民及び市は 地域が有する様々な資源を有効に活用し、次世代に引き継いでいくことができる持続発展可能な地域の形成を目指します。
3. 前項の目的を達成するために、市民と市は情報を共有し、市民が自らの判断と責任の下に、市政に参画することができる甲賀市ならではの市民自治の実現を目指します。

### (説明)

#### 【基本的な考え方】

- ・条例の目的は条項で定めるか、前文付則に書き込むか、手法はいくつかあるとおもわれる。
- ・私見であるが、地方自治の主体が市民であることを前提に、団体自治（市長・議会・市役所）と住民自治（市民）が権限と責任（役割）を明確にすることが、この条例の大きな目的ではないか。

#### 【意見など】

- ・「情報公開」や「協働」といった概念は理念にも該当するが、条例上は原則のカテゴリーだと思われる。
- ・難しいが、「主役が市民」であることや、目指すべきまちの形、また、キーワードとしては「人権」、「環境」、「歴史文化の維持」など前文から導かれるものが理念ではないかと思われる。

## (2) 甲賀市自治基本条例の位置づけ

この条例はこれからの甲賀市のまちづくりにおいて、市民の目線の理想であり目標を述べたものである。

(説明)

### 【基本的な考え方】

- ・この条例は甲賀市の市民の目線で述べられた理想であり目標である。地方自治法で定められた行政と議会民主制を重視・尊重して、それを補完するレベルであるべきと考える。すでに策定された条例と整合している必要はあり、今後の行政や議会での参考となるものであり、地方自治法の範囲を超えるものではない。
- ・自治基本条例は既存するほかの条例と平等なもので、他の条例を制約するという事は法律上できない。
- ・条例とは日本国憲法と法律の下に存在するものであるため、最高規範とはしないし、することはできない。

### 【意見など】

- ・「条例は～理想、目標」という主語、述語の関係
- ・鈴鹿市は「よりどころ」という表現している。

### (3) 目指すまちの姿

まちづくりの主体は市民であり、市民自らが次に掲げる甲賀市のあるべき姿を考え、その実現に向けて行動するものとする。

1. 市民が相互の理解を深め、それぞれの個性や能力を尊重できる差別のないまち。
2. 市民がそれぞれの地域の特徴を理解し、自然や歴史・文化を尊重しながら時代の変化に対応できる活力あるまち。
3. 市民が共に生き、お互いに支えあい安心して暮らすことができるまち。

(説明)

#### 【基本的な考え方】

- ・甲賀市のまちづくりは、市民が主役であることを定めています。
- ・甲賀市の目指すまちづくりは、まず、すべての人の人権が尊重され、市民ひとりひとりが積極的に参加し、個性や能力を認め合いながら、老若男女・障がい者・外国人が思想や信条、国籍、人種や民族に関係なく互いに配慮しながら支えあうことができる共生のまちづくりを目指します。
- ・また、豊かな自然や産業などの地域の特性や先人が築いてきた歴史や文化を大切にしながらも、それに甘んじることなく時代の変化やニーズに柔軟に対応でき、安心して暮らし続けることのできる活気あふれるまちを目指します。
- ・そして、自ら情報発信していくことができる地域力の高いまちづくりを目指します。

#### (4) 甲賀市らしさ

・甲賀のすばらしさ、住んでいるまちのすばらしさ、先人への敬意も含めた郷土愛

・歴史、文化、伝統を大切にする、後世に伝えて活かしていく

問題群 \* 歴史・文化

・甲賀市の魅力を全国に発信していく、甲賀市の価値を高めていく

・内発的に発展していけるよう地域の自立性を高めていく

・地域資源（観光資源）を発掘し、うまく活用

問題群 \* 産業

・甲賀市としての文化を創っていく

問題群 \* 市の一体感

そこで

歴史文化においては・・・

※ 甲賀市には史跡をはじめとする歴史、文化、伝統が数多くの息づいている。

※ これらの歴史、文化、伝統はすばらしいものである。

※ これら歴史、文化、伝統を後世に伝えていく必要がある。

※ 後継者を育成するためのいとぐちが必要。

※ 歴史、文化、伝統をうまく活用することが必要。

キーワード 周知・継承・利活用

産業においては・・・

※ 甲賀市には、ものづくり企業（製造業）が数多くある。

※ 内陸型の工業都市として、雇用の場など魅力がある。

※ 工業だけでなく、農業、林業も盛んである。

※ 甲賀のくすりや、甲賀のお茶、信楽焼に代表されるように地場産業が強い。

※ 東海道や宿場、甲賀忍者、信楽焼など、数多くの観光産業を活性化すべき。

キーワード 周知・観光・活性化

市の一体感においては・・・

※ 旧町の垣根を取り払い、新たな文化の創出が必要。

キーワード 創造・創出

(説明)

【基本的な考え方】

- ・「甲賀市らしさ」は、条文で扱うのではなく、前文や理念の中で書き込む。問題群からキーワードを探し出し、必要に応じて条文に引用する。



## (5) 地域愛

私たちは、先人が長年にわたり培ってきた歴史と文化に誇りを持ち、地域に対する愛情を育み、それぞれの立場で地域課題の解決に向けて取り組むものとしします。

(説明)

### 【基本的な考え方】

- ・ 私たちの先人は、さまざまな伝統・文化・産業をつくりあげてきました。そして、文化財や自然、人とのつながりを大切に守ってきました。
- ・ 平成16年10月1日には水口町、甲南町、甲賀町、土山町、信楽町の5町の合併により甲賀市が誕生しました。また、平成23年度には新しい地域コミュニティとなる26の自治振興会が設立されました。
- ・ この魅力ある私たちのまちをさらによくするには、一人ひとりがお互いを尊重しながら、まちづくりの当事者となり、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

### 【意見など】

- ・ 地域の歴史、文化、伝統を大切する。後世に伝え活かしていく。
- ・ 地域の特徴を活かした景観を守り育てる。
- ・ みんなで新しい文化を創っていく。(甲賀市としての文化)
- ・ おもてなし、まちを愛する心意気を。
- ・ 甲賀のすばらしさ、住んでいるまちのすばらしさ、先人への敬意を含めた郷土愛
- ・ それぞれの地域の個性や特徴を尊重した一体感、尊重しあえる郷土。
- ・ 旧町の垣根を取り払い、甲賀市民として意識し考える。
- ・ 甲賀郡の歴史を思い出しながら、甲賀市を考える。
- ・ 「地域愛」は概念であり、それは全文や理念に含む。それを維持し育む仕組や手法があれば、第二部会のテーマの中で条文化していく。

## (6) 国際

1. 市は、市民が多様な文化とふれあうことができる環境を整えます。
2. 市民及び市は、世界の人々と互いの文化を認めあい、多様な文化が共存できるまちづくりを推進します。

(説明)

### 【基本的な考え方】

- ・ 甲賀市は工業団地が多く外国人労働者も多い。同じ市内で暮らしており、お互いの国の文化良いところ、悪いところを学習し、理解を深めることが、今後の国際化社会に向けて必要なことであると感じる。
- ・ 市は、将来の市民福祉の向上と地域社会の発展のためにも、市民が交流できるサロン等、多文化が交流できる環境の整備が望まれる。

### 【意見など】

- ・ 多文化(多民族)の共存、共生は「市民」の定義と大いに関わる。

## (7) 子ども

子どもは、守られる、生きる、育つ権利を持つとともに、年齢にふさわしい形でまちづくりに参画する権利を保障します。

(説明)

### 【基本的な考え方】

- ・ここでは子どもにやさしいまちが、すべての人にやさしいまちにつながっていくという考え方から、子どもの権利について定めています。
- ・子どもも甲賀市のまちづくりに能力に応じて子どもの視点で参画することができ、参画することで市政を身近に感じられ、将来の甲賀市のまちづくりの担い手として大きく成長することができるはずです。
- ・そのためには、常に人と人とのつながりや、思いやりの心を欠かすことはできません。そして、地域のカ、支えあうことで安心して学べる仕組づくりが大切です。
- ・子どもの目線に立った子育て、子どもに接する大人のあり方、地域の大人が協力し合って支えていき、子育てしやすい体制を構築していくことが重要なことです。

## (8) 高齢者

高齢者は、長年の人生で培った経験と知恵を伝達しながら、住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるよう、共に生き、皆で支えあいながら、人権尊重と健康福祉のまちづくりに参画及び参加する役割と権利を有します。

(説明)

### 【基本的な考え方】

- ・高齢者は、社会に参加する重要なまちづくりの担い手です。長年培ってきた能力を十分発揮していただくことで、生きがいを感じ取ることができる施策が必要です。
- ・高齢者が、地域でいきいき（生き生き・活き活き）と安心して生活が送れるよう、地域福祉推進のための基盤やサポート体制をつくり、住民の活動や行動のあり方を定める地域福祉活動計画により、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所などが役割を分担し、協働により支えあう社会にしていかななくてはなりません。
- ・高齢化が進むと、心身ともに状況が個々に変化します。状況を周りの人は理解を深め、個人を尊重しなくてはなりません。

### 【意見など】

- ・「皆で支えあいながら」の皆は、行政、市民、各種団体、企業など、市内のあらゆる個人・団体のことを、どのように表現をするか。

## (9) 障がい児・者の権利

障がいの有無にかかわらず、等しく地域住民として個人の尊厳と権利が尊重され、住み慣れた地域の中で共に暮らせる障がい児・者にやさしいまちづくりを実現すること。

1. 障がい者・地域住民の基本的な人権が尊重され、人々が共に生きる、街づくりに参加できる社会の実現
2. 市・障がい者・地域住民・事業者・企業等が協力しながら、障がい者も地域で社会生活を営み、安全にかつ安心して暮らしていける社会の実現

(説明)

【基本的な考え方】

- ・ノーマライゼーションの理念のもとに、高齢者・障がい者・児童をはじめすべての市民が自由に行動し、住み慣れた地域で共に支えあいながら、安心して快適に暮らすことができる社会の実現は、私たち市民のそして世界の願いです。
- ・このような社会を創出するためには、市民一人ひとりが個人として尊重され、自ら生きがいをもって、社会のあらゆる分野の活動に安心して参加できるような様々な障壁を取り除くことが必要です。
- ・このために、個人の自立を基本とし、また自立に努め、お互いの理解を深め、共に助け合い支えあう「共に生きる社会づくり」という考え方に立ち、市・市民・事業所・企業等が一体となって地域福祉の推進を図るとともに、公共的な施設や情報及びサービス等の円滑な利用に配慮したユニバーサルデザインによるまちづくりを総合的に進めていくことが重要です。

※対象となる障がい者とは

身体障がい・知的障がい・精神障がい・発達障がい・高次脳機能障がいのある人、継続的に日常生活や社会生活に制限を受ける障がいのある人すべてとします。

(甲賀市障がい者基本計画“安心・交流・生きがいプラン”と同様)

## (10) 教育

1. 市及び市民は、生涯に渡る人づくりを実現するため、ひとりひとりが常に前向きに教育振興に取り組み、生涯を通じて「学ぶこと」を忘れない環境を作ります。
2. 市及び市民は、就学前の家庭での環境づくり、また障がいを持つ人や壮年期以降の市民も参画できる暖かい教育環境づくりを目指します。
3. 市及び市民は、甲賀市を愛し、日本を愛する人づくりを目指します。

(説明)

### 【基本的な考え方】

- ・義務教育、高等学校、専門学校だけが学ぶ場所ではありません。  
まず家庭環境や地域の環境を整え、社会全体で子育てをしようという取り組みが必要です。
- ・子育てと仕事の両立、障がい児や障がい者を持つ家庭の悩み解消などに、行政と地域住民が協力して取り組んでいくことが重要です。
- ・地域を担う人材の育成には、長期の教育振興計画が必要です。知育・徳育・体育のバランスのとれた教育環境をつくり、ひとりひとりが規範意識を持って、日常生活から地域全体の意識を高めていくことが重要です。

### 【意見など】

- ・言葉として「教育」を「学び」、「学習」に置き換えた方が市民目線。

## (11) 条例の見直し・推進

1. 市は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が甲賀市にふさわしいものであるかどうか等を検討します。
2. 市長は、前項の検討を行うため、(仮称)自治基本条例推進審議会(以下「推進審議会」といいます。)を設置します。
3. 推進審議会は、自治をより推進するため、この条例の運用状況を調査し、市長に対し、運用の是正・改善を勧告できるとともに、この条例の改正を提言することができます。
4. 市長は、前項の勧告・提言を公表します。

(説明)

### 【基本的な考え方】

- ・時代の流れや環境に併せて、条例の内容を変える必要があります。
- ・4年は市長の任期です。理事者の意向も踏まえて検討を行う必要があります。4年を超えない期間を見直しの期間と定めます。
- ・市民参加で作成した条例です。見直しも市民参加で行います。市民は条例の監視役でもあります。
- ・見直しとは、必ず変更するというものではありません。変更を伴わないこともあります。(評価、点検)
- ・推進審議会の勧告や提言は尊重されなければなりません。

## (12) 安全・安心のまちづくり

1. 市民は、安全に安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し、常日頃から学習や安全点検、訓練などを通じて安全・安心に関する意識の向上を図るとともに、大規模な自然災害その他あらかじめ予測のできない事態（以下「災害など」という。）への備えを行うよう努めます。  
また、災害などが発生したときには、自らの安全を確保したのち、地域住民の協力・連携により災害などに対処するよう努めるものとします。
2. 市民は、区・自治会等を単位に自主防災組織等を設立するなどにより、地域における安全・安心に関する組織的な活動の促進に努めます。  
なお、自主防災組織等の活動を支援するため、市は必要かつ適切な情報を提供するなど、協力・連携に努めます。
3. 市は、地域住民をはじめ、関係機関、団体及び事業者等と協力・連携し、災害等に対応する計画及び情報共有の仕組みを整備するよう努めなければなりません。また、緊急時にはこれらと協働のもと、迅速かつ適切に対応しなければなりません。

(説明)

### 【基本的な考え方】

・この項目の中心的な課題は、「市民が安全に安心して暮らすことができるまちづくり」です。

そこで、今回、「安全・安心」に関し、委員会において提出された意見を、①市民の災害などに関する意識向上に関する事及び地域住民同士の連携・協力に関する事、②地域住民による自主的防災組織づくりに関する事、③市を中心とした安全・安心のための仕組みの整備と緊急時の対応に関する事、の3点に分け、「自治基本条例に反映させたいこと(骨子案)」としてとりまとめました。

#### ① 市民の災害などに関する意識の向上等

骨子(案)1では、市民が安全に安心して暮らすため、(様々な学習、訓練等を通じて)安全・安心に関する意識の向上を図ることの重要性及び災害等に対する備えを行うことを述べています。



また、災害等が発生した際には、自ら安全の確保を図る(自助)ほか、地域住民の連携・協力(共助)により、災害等による被害の軽減に努めることについても述べています。

これは、安全・安心に関する地域住民による自主的な活動について、「住民同士がお互いに見守り合い、支え合う地域社会づくりが必要である。」とする意見、及び「住民自身がハザードマップ作りなどを通じて、身近な危険情報を把握する活動が必要である。」とする意見を踏まえたものです。

## ② 自主防災組織の設立等

骨子(案)2では、自主防災組織等、地域住民による安全・安心の活動がいっそう重要性を増す中、自主防災組織等を整備を促進すること及びこれら地域住民による自主的な活動がより積極的に行われるよう、市が情報提供をはじめ、適切な連携・協力を努めることとしています。

災害等対策における市民と市との協働について、うたっているわけですが、このうち、地域における安全・安心に関する活動については、「自主防災組織をしっかりと組織することが、安全の確立のために必要である。」とする意見を踏まえたものです。

## ③ 市を中心とした災害等に対応する仕組みの整備等

骨子(案)3では、甲賀市(以下「市」という。)は、a 市民が安全に安心して暮らすことができるよう、災害などに対応するため、地域住民をはじめ、関係機関、団体及び事業者等との間で、計画及び情報を共有する仕組みを整備すること、b さらに、仕組みを整備することに留まらず、緊急事にはこれらとの協働のもと、迅速かつ適切に対応することをうたっています。

ここでは、自然災害その他不測の事態に対応するための仕組みの整備に関し、「安全・安心について、未然防止と発生後の対策との両面からとらえること。(治山、治水、砂防など)特に、未然防止のための体制等整備が重要である。」とする意見、また、危険情報に関し、「市から住民、地域団体、学校などに対し周知・啓発するとともに、住民側も危険なものを見つけた場合、市に通報する義務がある。」という意見を踏まえつつ、関係

機関団体等との連携等にも配慮したものとしました。

なお、以上のほか、「市民の安全を守ることを重視しつつ、生活道路などの社会資本の維持、整備を行うことが大切である。」とする意見がありました。項目（12）は専らソフト面の施策等について規定するものである（ハード面については言及しない）と考え、採用しませんでした。

#### 【意見など】

① 安全・安心に関する問題群（条項）については、本年1月17日開催の第8回委員会で集中審議が行われたほか、第5回委員会（平成25年11月7日開催）及び第6回委員会（同11月29日開催）においても関連意見が提出されました。

これらは、第10回委員会（平成26年3月13日開催）配布資料「これまでの議論から抽出された条例への盛り込みを検討する事項」にまとめられたとおりですが、同資料では発言内容が簡約化されているため、改めて会議録から安全・安心に係る意見を抜粋した結果、以下のとおりです。

（注）必ずしも議事録（原文）に忠実ではありませんが、前後の文脈から発言の意図を最大限汲み取ったつもりです。

#### 【第8回委員会】

- ・ 地域において自主防災組織をしっかりと組織することが、安全の確立のために必要である。
- ・ 安全・安心について、未然防止と発生後の対策との両面からとらえること。（治山、治水、砂防など）特に、未然防止のための体制等整備が重要である。安全・安心なまちづくりを自治基本条例においてきっちりとうたうことが必要である。
- ・ 住民自身がハザードマップ作りに参画することによって、身近な危険についての認識をさらに進めていくことができるはずである（住民自らが危険情報を把握する活動の必要性）。
- ・ 安全・安心に関して、住民同士がお互いに見守り合い、支え合う地域社会づくりが必要である。

- 市から住民、地域団体、学校などに対し、危険情報を流し、また啓発することが大切である。

【第5回委員会】

- 市内において、特定外来種のセアカゴケグモの生息が確認されたが、市から危険情報の周知や啓発の必要性がある。また、市民側からも危険なものを見つけた場合、報告する義務がある。

【第6回委員会】

- 市内には大規模地震などの際に市民の安全を守れないような生活道路が多いが、これらの整備、改良についても条例に盛り込むべきである。
- 市民の安全を守ることを重視し、社会資本を維持、整備していくことが大切である。

### (13) 区・自治会

1. 区・自治会は、地域を代表し、一定の地域を基礎とする住民自治組織であり、地域の現状及び課題をみんなで共有し、住みよい地域社会をつくりまします。
2. 地域住民は、互いに協力し、助け合いながら、積極的に区・自治会の諸活動に参加します。
3. 市は、区・自治会を地域住民の代表として尊重し、互いに協力しあえる関係をつくりまします。

(説明)

#### 【基本的な考え方】

- ・住民の負担になりすぎないように組織の整理を
- ・区・自治会組織への加入を促す。

#### 【意見など】

・区・自治会は、その形成過程から、地域自治のために地域住民で自発的、主体的に設立されたものです。よって、強制加入されるものではありませんが、地域内の全ての住民が参加することを目標としています。

また、その区域内で生じる地域課題に取り組むことを通じて、地域を代表しつつ、地域の管理にあたる住民自治組織の基礎となっています。

住みよい地域をつくるためには、個人的な思いだけでなく、地域の現状や地域が望むことが何か、を情報共有する必要があります。そこから区民の多くが望んでいることや地域にとっての優先課題がみえてきます。それを区・自治会の総意として情報を発信し、課題解決に結び付けるもののひとつに区自治会要望があります。区自治会要望は、住みよいまちをつくる手段のひとつであるといえます。

高齢社会における見守りや大規模災害に備えた自主防災組織の結成など、社会情勢の変化とともに個人では対応出来ない課題解決に向けた隣近所の相互扶助が求められています。このことから、ひとりひとりがまず出来ることを考え、共に行動する事が必要です。

住民の自発的活動の自治組織、区長会の傘下組織、行政の補助機関など様々な側面をもつ区・自治会は、地域内のコミュニティ活動を最優先とするものとしします。

また行政からの依頼事項や役員等の委嘱については、必要最小限に留め、特定の人に負担が偏らないよう、併せて簡素化出来るものは可能な限り改善していくこととしします。

#### (14) 自治振興会

1. 自治振興会は、その地域を概ね小学校区とし、関係団体との連携のもと、広域的な地域課題の解決を図りながら、住みよい地域社会をつくります。
2. 自治振興会の会員は、その地域に住む、または活動するすべての個人、団体、事業者とし、みんなできめた「まちづくり計画(※)」に基づき、より多くの人の参画と自由な発想により特色あるまちをつくります。
3. 市は、自治振興会の地域の特性や実情に合わせた柔軟な取り組みに対して必要な支援を行います。

##### ※まちづくり計画

各自治振興会が策定する活動方針の基本となる計画

(説明)

##### 【基本的な考え方】

- ・自治振興会と市との関わり、設立した目的
- ・自治振興会と市、地区社協の役割、すみ分け
- ・区・自治振興会活動に参加を促す仕組み
- ・自治振興会と区との一体的な運営
- ・サポートしあう支援・見守りの体制
- ・自治振興会の活動拠点整備（自治振興会の活動拠点としてふさわしいよう整備が必要な地域市民センターがある。）

##### 【意見など】

- ・自治振興会は、区・自治会単独では解決困難な広域的課題に取り組むため、市と市民の協働を基本として設置された組織です。

その区域は、将来的に小学校区の再編がされる可能性も考慮し、弾力的に運用できるよう「概ね」として定義しています。

活動の基本となる「まちづくり計画」は、役員だけでなく、地域に関わる全ての人が考えたものでなければなりません。このことから、会員の意見をアンケート調査などにより、十分に汲み取り、優先すべき課題を整理する必要があります。

また、広域的な課題とは、それぞれの区・自治会が抱える共通の課題であ

り、その解決の方策に、より多くの人に関わることによって新たな発想が生まれることが期待されます。

自治振興会は、区・自治会と組織的に重複したり、上下関係となるものではなく、それぞれが独立した組織です。このことから、相互の尊重と協力により、住みよいまちづくりを目指すものとします。

その他の地域内の関係団体との調整については、自治振興会が主体となっ  
て行い、より効率的で効果的な活動を展開するものとします。

必要な支援内容については、自治振興会と市との協議により、決することとし、市は、それぞれの地域性や実情に合わせた柔軟な取り組みに対する個別支援を行い、地域の活性化につながる活動の展開を目指します。

## (15) 市民参加

1. 市民は、それぞれの立場を尊重し合いながら、まちづくりに関心をもって積極的に参加するよう努めます。
2. 市は、まちの主役である市民が自ら考え、働きかけ、決定できるしくみづくりに努めます。

(説明)

### 【基本的な考え方】

- ・市民もできることを積極的にやっという
- ・まちづくりの主役である市民が主体的にまちづくりに関わる
- ・市民自ら考えて決定し、その実現に向けて行動する
- ・若者の声をまちづくりに活かせるシステムの構築
- ・年齢にふさわしい形でまちづくりに参画する権利の保障
- ・地元派も市外から来た人も同じ甲賀市民であるという意識は大切

### 【意見など】

- ・スローガンのような考え方
- ・相手を否定せずに協力してという
- ・つながろう、楽しもう
- ・自分にできることからはじめよう
- ・年配の人だけがやっというはダメ。自主的に参加・参画できる雰囲気



## (16) 協働

市民・市民活動団体・事業者・市議会及び市は、相互の信頼関係を築きつつ、対等な関係のもと連携協力して活気あふれるまちづくりに努めます。

(説明)

### 【基本的な考え方】

- ・市民と行政の協働、市民と市民の協働、行政と市民の協働、企業と行政の協働、企業と市民の協働、企業と市民と行政の協働
- ・市民と行政のパートナーシップ
- ・対等な関係（お互いの強みを活かす）
- ・市民・行政・社協等の役割、すみ分け
- ・協働のルール

### 【意見など】

- ・精神的な心のつながり
- ・信頼関係（コミュニケーション）
- ・信頼関係を必ず築くこと

## (17) 市民活動(NPO)

1. 市民及び市民活動団体は、それぞれがよりよい地域づくりのための役割を意識し、市民同士も支え合い、連携できる心豊かな地域づくりに努めます。
2. 市は、みんなが幸せに生きていくため、市民自らが行う自主的・自立的な活動を積極的に支援し、地域力あふれるまちづくりに努めます。
3. 市民及び市は、地域の将来を担う人材の発掘と育成また、そのための組織づくりに努めます。

(説明)

### 【基本的な考え方】

- ・市民同士が交流・連携できる場づくり
  - ・行政に頼るだけでなく、市民同士も支え合っていく
  - ・人や組織を育てて活かしていく
  - ・地域を担う人材の育成
  - ・関心のない人への働きかけ
  - ・自立の促し・・・団体の運営や事業を行政に頼らない、補助金等に依存しない
- |                   |   |              |
|-------------------|---|--------------|
| ・「心豊かな地域づくり」      | } | ・他人に対する思いやり  |
| ・「みんなが幸せに生きていくため」 |   | ・人にやさしい地域づくり |

### 【意見など】

- ・市民も市民活動を支援する
- ・3者(市民活動団体等・ボランティアセンター・行政)の連携システムづくり



## (18) 国・県・地域との関係

市は、住みよいまちづくりを進めるため、効率的な行政を推進し、

1. 国・県と対等な関係に立ちます。

2. 国・県及び近隣自治体と積極的に連携・協力を図ります。

(説明)

### 【基本的な考え方】

・地方分権が言われるようになってから、国・県との関係は今までと違い、新しい関係となってきました。協力・連携を図るためには甲賀市の役割を示すとともに、親密な関係を築く努力が必要となります。また、私たちを取り巻く課題は山積しており、広域連携が言われる中で、甲賀市も近隣市町との協力・連携が大切になってきます。

### 【意見など】

- ・「立場」か「関係」か。「関係」の方が相手を尊重する、助け合うというイメージがある。
- ・なぜ、連携・協力していく必要があるのか、なぜ対等な関係を築く必要があるのか示すことが必要では。
- ・誰のために対等な関係や連携が必要なのかを考えるべき。
- ・行政と住民はどうあるべきか。
- ・対等な関係は国・県を意識し、積極的な連携・協力は国・県・近隣自治体としては。
- ・市民主体のまちづくりであるので、必要に応じて国・県と連携していけばいいのではないか。条例の前文に地方分権や国・県との関係が謳われていれば。
- ・市民の想い、市民参加をこの条例で表現するのであれば、ある程度、対等であることや、立ち位置の関係を明記すべきかと。
- ・説明文にある具体例は省略する。
- ・地域とは「近隣自治体」のこと。
- ・国、県、市にはそれぞれ役割があり、お互いが「壁」をつくるのではなく、尊重し合う関係を築く。

## (19) 情報の共有、情報の提供、情報の公開

### 《情報の共有及び提供》

- ・市民、議会及び市は、市民参画によるまちづくりを推進するために、まちづくりに関する情報をお互いに共有し、提供します。
- ・市及び議会は、保有する情報が、市民共有の財産であることを認識し、適正に管理します。

### 《公開》

- ・市民は、市政に関する情報を知る権利があります。
- ・市及び議会は、市政について市民にわかりやすく、公正に提供する責務を全うするため、法令により制限される場合を除いて、保有する情報を適正に公開します。

### (説明)

#### 【基本的な考え方】

- ・情報の共有、提供、公開は、市民参画によるまちづくりを推進するうえでの大前提です。
- ・市及び議会は、市民の市政に対する理解と信頼を深めるために、求めに応じて情報を公開します。
- ・協働してまちづくりを進めるためには、市民の側が持っている、まちづくりに必要な情報の提供も求められます。(危険情報の提供など)

#### 【意見など】

- ・自治基本条例とはまちづくりの基本条例であり、市民・議会・行政が主体のまちである。
- ・市民の定義は、自治体によって様々であり、自治基本条例をどう位置づけるかで定義も異なると思う。
- ・市民の定義は？市に議会は含まれない？ 定義、趣旨の整理。
- ・市政は市民の負託を受けた中で情報公開等を行う。
- ・開かれた市政であるべき。
- ・市民・議会・市がお互いに、まちづくりに関する情報を共有することが

大事。

- ・市民からの提供とは、個人的な情報ではなく、まちづくりに関する情報である。

- ・全体会では、市民からの危険情報（例えば、セアカゴケグモ）を市や関係機関に提供していただくことを言われていたので、市民も提供者として表記してはどうか。

- ・市民からの危険情報の提供はある意味、あたりまえではないか。

- ・あたりまえのことについても表記していくのではなかったか。

- ・説明文、考え方のところにも具体例などを一部記載する。

- ・公開は法令に基づき公開し、全てが公開できるものではない。（個人のプライバシー等）

- ・情報の公開、提供、管理の細部は、個別条例で規定されている。自治基本条例はまちづくりの幹となる部分であり、枝葉の部分は個別条例で規定されるものである。

## (20) 個人情報保護

### 《個人情報保護》

- ・市は、基本的人権を守るために保有する個人情報を適正に管理するとともに、取扱いに対しても個人の権利や利益が侵害されることのないように、適切な措置を講じなければなりません。
- ・市民は、市民による個人情報の取り扱いに対し個人の権利や利益が侵害されることのないよう努めます。

### (説明)

#### 【基本的な考え方】

- ・本市には、すでに個人情報保護条例が制定されていますが、自治基本条例において改めて市及び議会は、基本的人権を守るために保有する個人情報を適正に管理し、市民の権利及び利益を保護することの重要性を再確認するために規定するものです。
- ・市及び議会は、市民による個人情報についても、同じように基本的人権を守るために、個人の権利や利益が侵害されることのないように、適切に取り扱わなければなりません。また、市民間での配慮にも触れています。

#### 【意見など】

- ・情報の開示、訂正、削除の規定文は必要ないか。
- ・この自治基本条例はまちづくりの姿勢を示すものであり、個人情報保護条例で別に定めているという考えでどうか。
- ・「権利や利益が侵害されることのないよう」という表現に含まれているという理解でいいのでは。
- ・個人情報保護条例は市が保有する個人情報に関して適切に扱うことを規定している。市が提供する情報に関しては助言する必要はあるが、市が把握していないような市民同士の情報に助言するという表現はいかがかと思う。
- ・市民同士が得た情報に関して適切に取り扱う表現も必要ではないか。
- ・前半の主語は市で、後半は市民を主語にして整理してはどうか。

- ・ 市民による個人情報とは、市から与えられた情報か、市民独自で持つ情報なのか。どこまでの範囲の情報かを整理する必要あり。
- ・ 市から与えられた情報＝市の保有する情報であり、この情報は市の個人情報保護条例に適切に執行されるべきものとして既に規定されている。

## (21) 市民の役割と責務・権利

### 《役割》

- ・住んでよかった、暮らせてよかったと言えるまちづくりを進めるため、市民同士が支え合います。
- ・まちづくりを進めるために、できることは自ら考え、積極的に動くことが大切です。
- ・協働するうえで、人の意見や行動を批判することなく、お互いに尊重し、自分の言動には責任を持ちます。

### 《責務》

- ・市民は、生活をしていくうえで必要なルールを守ります。
- ・生活環境保全ということからも、自己の財産を適正に管理します。
- ・地域の財産を守り、有効活用します。

### 《権利》

- ・市民はまちづくりの主役であり、まちづくりに積極的に関わる権利を持っています。
- ・市民は、まちづくりを進めるために、市をはじめとするさまざまな団体等と協働していくことが必要です。

### (説明)

#### 【基本的な考え方】

・市民は、まちづくりの主役であり、積極的にまちづくりに関わる権利を持っています。まちづくりは市民だけでできるものではなく、行政やさまざまな団体等との協働が不可欠であることから、それらと協働する権利も有します。ただし、これらの権利は強要されるものではなく、まちづくりに関わらないからと不当な扱いを受けるものではありません。それに対して、市民は法律・条例等はもちろんのこと、生活していくうえで必要なルールを守る責務があります。また、環境保全ということからも、市民自身の財産を適正管理することは市民の責務と考えます。個人の財産だけでなく、地域の貴重な財産（文化財や資源、人など）を守り、有効活用する責務も有します。

まちづくりをしていくことは、物的なことだけでなく、高齢者の見守り



なども含まれており、みんなが暮らしてよかったと言えるまちづくりを進めるために、市民同士の支え合いや協働が必要なことはいうまでもなく、できることは自ら考え、積極的に動く役割を担うとともに、その言動には責任を持ちます。

#### 【意見など】

- ・まちづくりに積極的に関わることを「責務」とすべきか「役割」とするか。
- ・義務ではないので、「権利」でいいのでは。
- ・市民の権利としては情報を知る権利もある。
- ・市民の自主性を尊重しつつ、積極的にまちづくりに関わる必要がある。
- ・「不当な扱いを受けるものではない」という表現は条文に載せるべきか。
- ・人権、特に差別的な扱いを受けるものではないという意味で表現している。
- ・第1部会の人権との調整が必要。
- ・「不当な扱いを受けるものではない」という部分はまちづくりに関してだけではない。
- ・この趣旨は市民のまちづくりへの参加ややるべきことをやるという点が大事。
- ・「不当な扱いを受けるものではない」の文言は説明文（基本的な考え方）で表現する。
- ・役割＝市民同士の支え合い・協働、できることは自ら積極的に動く、
- ・責務＝財産の適正管理、地域の貴重な財産の有効活用・運営管理ルールを守る
- ・権利＝まちづくりに関わる権利、まちづくりの主役、行政等と協働する権利

## (22) 企業・事業者の役割と責務

### 《役割》

- ・企業・事業者は、まちづくりに協力・協働することにより、地域とつながり、魅力を発信することに努めます。

### 《責務》

- ・甲賀市に関わる企業・事業者は、地域社会の一員であることを自覚し、地域に根ざした企業・事業者をめざします。
- ・企業、事業者は、地域社会の一員として、市・市民と連携、協力を図り、魅力あるまちづくりに貢献します。

### (説明)

#### 【基本的な考え方】

- ・市内に立地している企業・事業者はもちろんのこと、関わりのある企業・事業者についても、地域社会の一員である自覚を持ち、地域に根ざした企業・事業をめざします。また、企業・事業者は、人や組織を育てて活かしていく努力をします。子育て世代などあらゆる人が、安心して働ける安全な環境づくりに責任を持ちます。
- ・企業・事業者は、まちづくりに協力・協働することにより地域とつながり、市の魅力を発信していきます。

#### 【意見など】

- ・企業への責務と言われるとそれまでではあるが。
- ・「組織を育てる」とは。同業種間、業界が集まって地域に貢献していくという組織か。
- ・企業は利潤を上げていく上で、地域貢献という視点も取り入れながら事業展開していくので、企業活動を縛るような表現は検討が必要では。
- ・あたりまえに地域に協力するような表現は控えたい。
- ・協賛というと、財政面（寄付など）での意味が先行してしまう。
- ・事業者は市民ではないか。事業所を別に定めるのか。
- ・市民の定義はまだ決まっていない。全体会で調整が必要。
- ・連携・協力が目的ではない。それは、甲賀市の魅力を発信するための手

段であり、魅力あるまちづくりに貢献するためのものである。

- ・他社の魅力まで発信する必要はないのでは。
- ・ホテルや観光、商店などは企業活動においても市の魅力を多いに発信していくことが求められる。
- ・役割＝魅力の発信、まちづくりに協力・協働すること
- ・責任＝地域社会の一員（地域に根付く、地域を大切に）、人や組織を育てて活かしていく、安心安全で働きやすい環境づくり

### (23) 議会、議員の役割と責務

1. 議会は、市民の声がまちづくりに反映されるように努めるとともに、その過程を市民に明らかにします。
2. 議員は、市民の代表者として、夢と将来を見通す力をもって、まちづくりに積極的に取り組むよう努めます。

(説明)

#### 【基本的な考え方】

- ・ 議会は、甲賀市のまちづくりのための重要な事項を決定する、市民に選ばれ信託された大切な機関です。また、市や市民とともに議員においても甲賀市のまちづくりの重要な担い手であることから、その役割についても述べる必要があると考え、この項目を設けました。
- ・ 議員は市民の代表である。
- ・ 議員は、夢とビジョンをもって積極的に行動する。
- ・ 議会は、市民の声が反映される開かれたものである。
- ・ まちづくりに関する調査、検討に努める。
- ・ 議会は、行政の監視及び牽制する権限があります。

#### 【意見など】

- ・ ビジョンを日本語でいうとどう表現できるか。
- ・ 市民の負託にこたえるのが議員の仕事であり、そのために議員は夢とビジョンを持っていなければならない。条文に入れるか、説明文で考え方を示すか。
- ・ 市民の願いや想いをくみ取って政策提案をしていく、議会は行政の監視をするといった内容が、この「まちづくりに積極的に取り組む」という表現に包含されているか。大きな機能はこの2つだと考える。
- ・ この条文案にはできるだけわかりやすい表現をこころがけたので、説明文に議会や議員の機能的なことを表現し、整理した。
- ・ ビジョンという表現は他にはないので入れておきたい。
- ・ あるべき姿であれば努めるという表現になるだろう。
- ・ ここでいう「市民」は甲賀市で生活している人という意味である。

- 監視機能、チェック機能は説明文に表現する。

## （２４）市長等行政の役割と責務

### （市長等の役割及び責務）

1. 市長等は、公正かつ誠実に持続可能な市政運営を推進します。

市長等は、市政運営の方針を明らかにするとともに、広く市民等の意見を聴き適切に反映させます。

市長等は、市政の課題に的確に対応できる専門知識及び能力を有する市の職員の育成を図ります。

市長等は、まちづくりのために積極的に市の魅力を発信します。

### （職員の役割及び責務）

2. 職員は、市民全体の奉仕者として、公平、誠実かつ効率的に職務を遂行するものとします。

職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及びまちづくりを推進するために必要な能力の向上に取り組むものとします。

### （説明）

#### 【基本的な考え方】

- ・市長等の役割と果たすべき責務について規定しています。
  - ・総合的な視点に立って市行政をおこなうこと、市民の意見を市政運営に反映させること、職員の人材育成に取り組み、高い政策形成能力等、職員個人の能力向上につながる施策を行うことを定めています。また、市長をはじめ、市の執行機関同士が連携しながら市政運営をすることを定めています。
  - ・職員は、全体の奉仕者として法令を遵守し、市民の思いや地域の声を正面から受け止め、市民全体の立場に立って公正、平等、誠実に職務に取り組むことを定めています。さらに、地域にあっても、市職員としての自覚を持ち、まちづくりに積極的に参加する必要があります。
- また、職員は、職務に求められる知識等を自ら進んで情報収集するとともに、まちづくり推進のために、自ら必要な知識や技術等を身につけるなど、自己研鑽をすることを定めています。

## 【意見など】

- ・市長等の「等」に何が含まれているのか。
- ・自治基本条例の重みを考え、「自治基本条例に基づいた」という一文があるとよい。
- ・「等」には執行機関（市長・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会）が含まれていると整理する。
- ・「PR」は法令用語では使わないので、「魅力を発信する」と表現を置きかえる。
- ・市長等の説明文（考え方）は「市長」を主語に記載されているので再考が必要。
- ・職員は市民全体の奉仕者であるということ。
- ・職員も役割と責務について表現する。
- ・職員のところの説明文（考え方）で、「一部の奉仕者ではなく」の表現を削る。市民等の「等」も削る。
- ・職員の能力の向上は、まちづくりを推進するという目的のための手段である。目的をしっかりと定めた表現が必要である。

## (25) 市政の運営

### (市政運営の基本原則)

1. 市は、総合的かつ計画的な視点に立ち、効率的で、公正かつ透明性の高い市政運営を行うものとします。

### (総合計画)

2. 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、市議会の議決を経て基本構想を定め、総合計画を策定し、市民に説明し、市政運営に努めます。

### (財政運営)

3. 市は、予算の編成及び執行に当たっては、中長期的な視点に立ち、健全な財政運営に努めます。

市は、その事務を処理するに当たっては、最小の経費で最大の効果を挙げるよう努めます。

4. 市は、予算、決算、その他財政に関する事項について、市民に分かりやすく公表するものとします。

### (財産管理)

5. 市は、所管する公有財産について把握し、適正に管理し、効果的に活用します。

### (行政評価)

6. 市は、市民の意見を取り入れ行政評価を行います。
7. 市は、その行政評価の結果を市の取り組みに反映させなければなりません。

### (説明責任)

8. 市は、市の取り組みの計画段階から実施・評価に至るまで、市民に対して公表し、透明性を高め、説明責任を果たします。

### (説明)

#### 【基本的な考え方】

- ・市がそれぞれの権限と責務を踏まえ、市政運営のあるべき形として、効率的かつ公正で透明性の高い市政運営を行わなければならないことを規定しています。また、「自治体経営」の考え方の下、自主自立の精神及び



総合的かつ長期的な視点に立った市政運営を行うことを定めています。

- 甲賀市における総合的・長期的かつ計画的な市政運営を行うために定める総合計画の策定について規定しています。

地方自治法改正により、総合計画の策定義務はなくなりましたが、市政運営における最上位計画となる総合計画を策定することを定めています。

また、市長は基本構想を策定するに当たり、「議決機関」である市議会の議決を経てから、総合計画を策定することを定めています。

- 財政運営に関する規定をしています。

健全な財政運営を行うためには、総合計画や中長期的な視点に立ち、収入の確かな予測に基づいた予算編成及び予算執行に努めなければならないことを定めています。

効率的かつ効果的に市政運営を行うため、予算の執行に当たっては、最小の経費で最大の効果が得られるよう適切な管理が必要であると定めています。

予算の編成、執行、決算など財政運営に関する情報の公表については、工夫を凝らしながら市民に分かりやすい資料を作成し、公表していくことを定めています。

- 市が保有する財産を常に良好な状態で、維持保全し、その目的や用途に従って最も経済的かつ効率的に管理・運用するように努めるものです。
- 行政評価の趣旨は、市政運営におけるP（計画）D（実行）C（確認）A（行動）サイクルを理解し、評価を通じて常に業務の改善に結びつけていこうとするものです。行政が行う様々な施策等の成果・達成度を明らかにし、その内容を公表し、市政運営に反映させることについて規定しています。

市政運営における政策、施策及び事務事業の成果・達成度の行政評価を行い、「情報共有の原則」により、その内容を公表していくことを定めています。

- 市民からの意見、要望等の取り扱いについて、市の説明責任及び意見聴取後の対応について規定しています。

## 【意見など】

- ・ 市政運営の基本原則は、実践していく中で最も大切である。
- ・ 「行政運営」なのか「市政の運営」か。
- ・ 「市長等」とすると（24）の役割と重なる部分もあるので、「市」を主語にする。
- ・ 市民が市の取り組みに参加できるような仕組みの整備などの表現は大前提としていいのでは。
- ・ （24）は市の姿勢であり、（25）は手法、実務のことを表現していると思う。
- ・ 総合計画は何のために策定されるのかが大事である。運営側の視点に立った表現である。
- ・ 総合計画は策定するのが目的ではなく、実施することが重要である。
- ・ 市民に含まれるのは何か整理が必要。
- ・ 行政評価は総合計画の進行管理を行うものでもあり、あらかじめ設定した目標に対して、その達成度や成果を判定するもの。
- ・ 企画、立案の段階で住民に公表するのは、情報公開条例との整合が必要になる。
- ・ 計画段階でいいのでは。
- ・ 「しなければならない」よりも「果たします」「反映させます」という表現の方がいい。

## 想定される項目の一覧

【第1部会】 位置づけ・理念・人権・福祉	(1) 条例の理念・目的
	(2) 条例の位置づけ
	(3) 目指すまちの姿
	(4) 甲賀市らしさ
	(5) 地域愛
	(6) 国際
	(7) 子ども
	(8) 高齢者
	(9) 障がい者
	(10) 教育
	(11) 条例の見直し・推進

【第3部会】 役割・責務・市政運営	(18) 国・県・ <b>地域</b> との関係
	(19) 情報提供・情報公開
	(20) 個人情報保護
	(21) 市民の役割と責務・権利
	(22) 企業の役割と責務
	(23) 議会・議員の役割と責務
	(24) 市長等行政の役割と責務
	(25) 市政の運営

最後に 調整	(26) 言葉の定義
	(27) 市民の定義

【第2部会】 参加・協働 自治振興会・市民	(12) 安全・安心
	(13) 区・自治会
	(14) 自治振興会
	(15) 市民活動(NPO)
	(16) 市民参加
	(17) 協働

## 想定される項目の部会分け

### 【第1部会】位置づけ・理念・人権・福祉

(1) 条例の理念・目的(2) 条例の位置づけ(3) 目指すまちの姿  
(4) 甲賀市らしさ(5) 地域愛(6) 国際(7) 子ども(8) 高齢者(9) 障がい者(10) 教育(11) 条例の見直し・推進

- (市民委員) 村上委員・黄瀬委員・奥野委員・増山委員
- (庁内委員) 林委員・今井委員・西村委員・藤田委員・中島委員・奥山委員・呉竹委員 宮治コーディネーター

### 【第2部会】自治振興会・市民参加・協働

(12) 安全・安心(13) 区・自治会(14) 自治振興会(15) 市民活動(NPO)(16) 市民参加(17) 協働

- (市民委員) 寺田委員・安達委員・山川委員・田村委員・橋本委員
- (庁内委員) 柚口委員・徳田委員・田嶋委員・谷委員・藤村委員・橋本委員・清水委員 大平コーディネーター

### 【第3部会】役割・責務・市政運営

(18) 国・県・地域との関係(19) 情報提供・情報公開(20) 個人情報保護(21) 市民の役割と責務・権利(22) 企業の役割と責務(23) 議会・議員の役割と責務(24) 市長等行政の役割と責務(25) 市政の運営

- (市民委員) 馬場委員・田中勇委員・三浦委員・大原委員
- (庁内委員) 廣岡委員・田原委員・太田委員・古谷委員・松井委員・森島委員・澤田委員・中尾委員